

EU法規制情報

POPs 規則 : PFOAが Annex I の禁止物質リストに追加されました

2020年6月15日に、Regulation (EU) 2019/1021 POPs規則のAnnex I（禁止物質リスト）が修正され、PFOAとその塩およびPFOA関連物質が追加されました。PFOAとその塩およびPFOA関連物質は現在、REACH規則のAnnex XVII 制限対象物質リストに入っていますが、今回のPOPs 規則の改正により Entry 68から削除される予定です。このPOPs規則の改正は、2020年7月4日から施行されます。

物 質	要 求
PFOA (CAS 335-67-1) とその塩及び PFOA関連物質	・0.025 mg/kg (0.0000025wt%) を超えてPFOA及びその塩を含む物質、混合物および成形品の製造、上市、使用は禁止される。
1. PFOA、あらゆる分岐異性体を含む 2. PFOAの塩 3. 構造要素の一つとして (C ₇ F ₁₅) C を持ち、直線状または分岐状のパーフルオロヘプチル基を有する、PFOAに分解されるあらゆるPFOA関連物質	・単体または組み合わせでPFOA関連物質を1mg/kg (0.0001wt%) を超えて含む物質、混合物および成形品の製造、上市、使用は禁止される。

今回のEUでの法改正は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の付属書 A（廃絶）への追加を受けたものですが、日本では、2020年12月に化審法の第一種特定化学物質に指定される予定です。

Commission Delegated Regulation (EU) 2020/784:

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32020R0784>

（参考）ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの変更について（報告）

https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen taisaku/pdf/r05_01_00.pdf

お問い合わせ先
（一財）カケンテストセンター 国際部
TEL: 03-3241-7309